

訴 状

2003年 11月20日

東京地方裁判所八王子支部民事部御中

住所 東京都八王子市狭間町1060番地

原告 氏名 上 田 恵 弘

電話番号 0426 - 64 - 4250

住所 東京都港区虎ノ門1丁目7番12号

被告 氏名 沖電気工業株式会社

代表者 代表取締役 篠 塚 勝 正

事件名 損害賠償請求事件

訴訟物の価額 195万円

印紙額 15600円

予納郵券 6800円

請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、別紙記載の謝罪文を交付せよ。
- 2 被告は原告に対し、金100万円及びこれに対する2002年6月27日

より支払い済みに至るまで年5分の割合による金員の支払いをせよ。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決および第2項につき仮執行の宣言を求める。

請求の原因

1 当事者

(1) 原告は現在年金生活者で、株式会社沖電気工業の1株主として年1度の株主総会に出席しているものである。

(2) 被告は電子通信装置、情報処理装置、半導体並びに各種電子部品等の開発、製造、販売および輸出入を営むことを目的とする株式会社であり、年1回の定時株主総会を開いているものである。

2 違法行為

(1) 被告は東京証券取引所市場第1部に上場している沖電気工業の取締役社長であり、年1度の株主総会を開催しているものであるが、2002年6月27日の第78回定時株主総会の議長をしていたとき、原告の発言を強制中止させたうえ「退場」との指揮を執り社員複数名に暴力的排除をさせたのである。

(2) 命令をうけた複数社員が原告を暴力を用いて退場させる途上、無抵抗の原告の着衣(上着)を激しく引っ張りその着衣の1部分を損傷させた。

3 違法性の重大さ

(1) 被告は我が国有数の大会社である。2002年の株主総会に於いて一人の株主が会社側に誠意ある答弁を強く求めていたのに拘わらず、議長は彼を社員に命じて強制的に暴力を用いて退場させた。これを見て原告は議長の許可を得て、この排除は不当であると訴え続けたところ、議長はまたもや社員に命じて原告を暴力的に会場から排除したのである。この行為は不当であり株主としての権利を奪うもので重大な不法行為である。

- (2) 被告が原告の発言権を奪い、「退場」を暴力的に行わせたことは、原告が非常識かつ理不尽極まりない悪人であるかのような印象を当日の出席株主たちに与えるもので、これは原告の名誉と尊厳を著しく傷つける行為として違法である。
- (3) 原告の着衣を 1 部とはいえ暴力で破損したことは不当に他人の財産に損害を与えたもので違法行為である。
- (4) 原告はこの 2 0 0 2 年の会社側の不当行為を糾すべく 2 0 0 3 年時第 7 9 回定時株主総会において議長篠塚勝正の許可を得て発言した。すなわち昨年の総会時に不法な指揮を執った議長の過ちを正すこと、並びに議長命令による不法な「退場」執行時での原告の着衣損害に対する誠意ある対応を求めたのである。しかし議長は「昨年の総会での原告の発言は株主総会の趣旨にふさわしくない上、制限時間を超えていたので退場を命じたにすぎない」という意味の発言をし、なんらの誠意を示さず被告の不法行為を正当化しようとした。これは原告の当然の訴えを無視したのみならず、あの強制退場命令は正しく、被告が誤っているとの印象を多くの人々に与えるもので原告の人格と名誉を再び傷つけ、その違法性は到底ゆるせるものではない。

4 損害

被告の上記 2 度にわたる総会時での不当な議長指揮と昨年第 7 8 回総会時における被告への着衣破損は一向に改善、回復されないばかりか原告の名誉は毀損されたままである。我が国の代表的大会社による違法行為、無責任極まる原告への対応は世に重大な影響を及ぼすものでこれらにより原告の名誉を大きく失墜させ多大な精神的苦痛を与えるものである。

株主総会時での被告による原告への行為は、原告の人間性に非があるのではないかというような過ちを人々に強く印象づけるもので簡単に見

逃せるものとは言えず、どのように考えても原告は少なくとも被告から、
敢えて金銭的に評価するならば金100万円を下らない損害を被った。

5 まとめ

よって原告は被告に対し、原告へ謝罪文を交付し、不法行為による賠償請求権に基づいて損害金として金100万円およびこれに対する2002年（平成14年）6月27日より支払い済みに至るまで民法所定の年5分の割合により遅延損害金の支払いを求める。

証拠方法

甲1号証 2002年（平成14年）6月27日撮影の原告着用上着写真並びに沖電気警備員の写真

添付書類

1 商業登記簿謄本 1通